



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(2)

渡部, 昭男

(Citation)

日本教育行政学会第57回大会

(Issue Date)

2022-10-15

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477538>



日本教育行政学会第57回大会@日本大学文理学部 2022.10.15
自由研究発表4 11:05-11:30

高等教育における経済的負担軽減及び 学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(2)

鍵用語:少子化・人口減少、子育て・教育の負担(感)増、漸進的無償化公約10年(日本)、
国家奨学金10年(韓国)、科研費寄稿論考、日韓/韓日対話企画

渡部 昭男

(大阪成蹊大学 特別招聘教授/元神戸大学)

はじめに：課題と方法

- 科研費：JSPS基盤研究(C)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」(19K02864:2019-21[22延長])による
- 課題と方法：高等教育費負担を巡り、日韓はともに家族負担主義、高授業料・低補助の国に分類されてきたが、転換しつつある。両国は、共通した国際人権法(A規約13条：教育への権利、漸進的無償化義務)、類似した憲法(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)等を法規範として有する。独自開発した「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の枠組みを用いて、経済的負担軽減及び修学支援に係る制度・行財政(国家政策・地方施策)を把握し、その意思決定過程を比較分析する。その上で、日韓の政策転換の特徴(共通性・相違点)を明らかにするとともに、法規範を政策転換(法規範⇒意思決定⇒制度・行財政)の源泉とみる「問い」を検証する。
- 第1報：日本教育行政学会第55回大会2020発表 高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)

神戸大学リポジトリ <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90007500/90007500.pdf>

第1報のまとめ:「漸進的無償化プログラム(高等教育版)」2017 の枠組みを用いた日韓動向一覧2020

漸進的無償化プログラム(高等教育版)の枠組みを用いた日韓動向一覧

(渡部昭男2020)

区分	小区分 / レベル	国	広域自治団体	基礎自治団体	大学法人・学校法人	民間
A 学費	A1:学費自体の軽減化	韓:入学金廃止 (国公立2018、私立-2022)	韓:ソウル特別市・市立大学費半額化(2012-)	日:公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移管による学費抑制など		
	A2:学費減免制の拡充	日:大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 *コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020)	日:大阪府/市立大・一部無償化(2020-)	日:東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困窮学生特別減免(2020)		
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1:給付型奨学金の拡充	韓:低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人	韓:江原道・道給付型奨学金(2012-)			
	B2:無利子学生ローンの改善	日:先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日:育英会等による給付型奨学金	日:一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日:民間による給付型奨学金	
	B3:有利子学生ローンの縮減	韓:所得連動返還型奨学金(2010-)利下げ	日韓:自治体による利子補填事業	日:育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日:一部法人・学資金制度	日:民間による学資金制度
	B4:学内勤労奨学金等の拡充				日:一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1:学習費の支援	日:コロナ困窮学生支援緊急給付金(2020)	日:海外派遣・留学費支援など	日:一部法人・コロナ困窮学生独自支援(2020)		
	C2:学生生活費の支援	韓:大学寮の増設・収容人数の拡充	日:育英会等による学生寮・県人寮	日:一部法人・まかない支援、家賃補助、交通費補助	日:コロナ困窮学生食糧支援	
D 就労支援 生活保障	D1:就労支援	日:地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日:同左制度の活用(2016-) 2019:32府県・355市町村 地元インターンシップ・IJUターン・起業補助 コロナ困窮学生アルバイト雇用(2020)	日:一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援		
	D2:生活保障	日:生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)	韓:ソウル特別市・若者手当(2016-)			

1. 日韓における高等教育の経済的負担軽減の10年のあゆみ — 漸進的無償化の国際公約10年(日本)、半額登録金・国家奨学金10年(韓国) —

OECD : Education at a Glance2021 fig.C5.3

縦軸: 国公立教育機関が学士課程の自国学生に課す平均年間授業料(購買力平均による米ドル換算額)

横軸: 直接的な公的財政補助を受ける高等教育の自国学生の割合

日本: 10~15%(国会会議録にみる2020-21大学等修学支援事業の援助率)

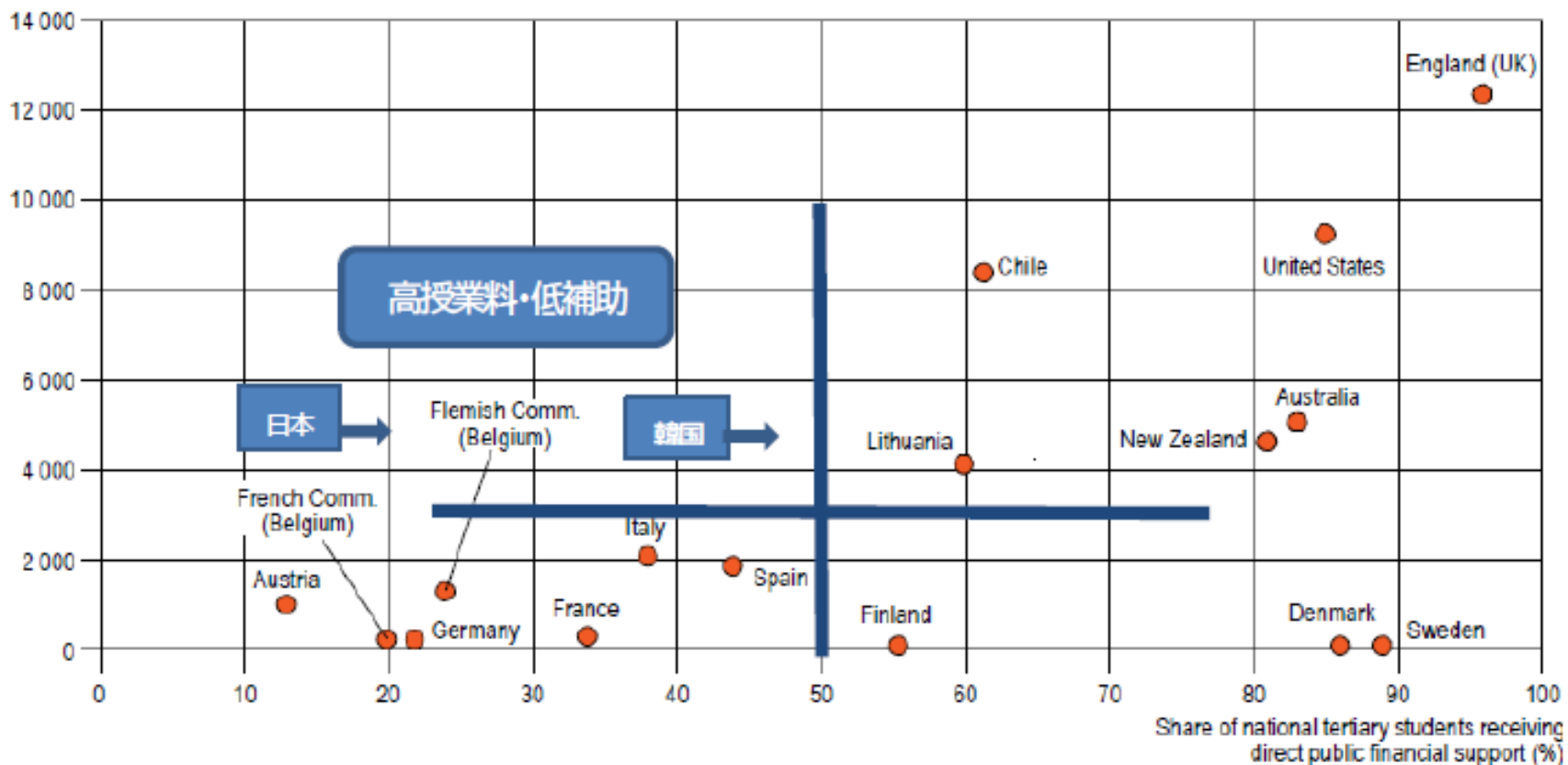
韓国: ヨン・ドクウォン2020韓国の大学の登録金負担の緩和政策(科研寄稿2020)

国家奨学金の援助率2019春学期で約40%
神戸大学リポジトリ

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/81012445/81012445.pdf>

本図は2022.7.3の日韓/韓日対話企画第1回における渡部の基調提案で報告した後に、リメイク版を雑誌「経済」325号(2022.9.8発売)p.35に掲載している

Average (or most common) tuition fees charged by public institutions to national students in bachelor's programmes, in USD converted using PPPs



Source: OECD (2021), Tables C5.1 and C5.2. See Source section for more information and Annex 3 for notes (https://www.oecd.org/education/education-at-a-glance/EAG2021_Annex3_ChapterC.pdf).

図1. 平均年間授業料*及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

2. 日韓/韓日対話企画の実施: その概要及び成果

・ 2-1) 科研費による韓国側寄稿11篇(2020)

番号	著者	肩書	タイトル	神戸大学学術成果リポジトリKernel
1	韓 박 거용 (Park Ker Young)	大学教育研究所所長	한국 등록금 부담 완화 (점진적 무상교육 운동) 의 역사	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012442.pdf
	日 朴巨用 (バク・コヨン)	前祥明大学校教授 (英語英文学)	韓国の登録金負担の軽減 (漸進的教育無償化運動) の沿革	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012443.pdf
2	韓 연 덕원 (Yeon Duk Won)	大学教育研究所研究員	한국의 대학 등록금 부담 완화 정책	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012444.pdf
	日 延徳元 (ヨン・ドクウォン)	(高等教育政策)	韓国の大学の登録金負担の緩和と政策	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012445.pdf
3	韓 임 은희 (Im Eun Hui)	大学教育研究所研究員	서울시가 시행하는 대학생·청년 지원 정책	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012446.pdf
	日 林銀熙 (イム・ウンヒ)	(高等教育政策)	ソウル市が実施する大学生・青年支援政策	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012447.pdf
4	韓 임 희성 (Im Hee Sung)	大学教育研究所研究員	'반값등록금'에 관해 국회에서 다뤄진 쟁점과 논의	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012448.pdf
	日 林喜成 (イム・ヒソン)	(高等教育政策)	「半額登録金」について国会にて取り上げられた争点と議論	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012449.pdf
5	韓 정 병호 (Jung Byoung Ho)	ソウル市立大学校 法科大学院教授	문재인 정부의 대학 등록금 정책과 그 평가	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012464.pdf
	日 鄭炳浩 (チョン・ビョンホ)		文在寅政府の大学登録金政策とその評価	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012465.pdf
6	韓 정 병호 (Jung Byoung Ho)	(民法)	코로나 사태로 인한 한국 대학 등록금 반환 운동	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012466.pdf
	日 鄭炳浩 (チョン・ビョンホ)		コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012467.pdf
7	韓 김 훈호 (Kim Hoon Ho)	公州大学校教授 (教育行政・高等教育)	대학 등록금 부담 완화를 위한 한국 정부의 정책적 노력 및 관련 법률 변화	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012468.pdf
	日 金訓鎬 (キム・フンホ)		大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012469.pdf
8	韓 홍 성태 (Hong Sung Tae)	祥明大学校教授 / 前副学長 (経営学)	大韓民國 國家 獎學金에 관한 小考	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012470.pdf
	日 洪成泰 (ホン・ソンテ)		大韓民國 國家 獎學金에 關する 考察	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012471.pdf
9	韓 하 봉운 (Ha Bong Woon)	京畿大学校教授 (自治体教育行財政)	한국의 고등교육 점진적 무상화와 관련된 정부 및 지방자치단체의 제도 운영 현황 및 문제점	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012472.pdf
	日 河奉韻 (ハ・ボンウン)		韓国の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012473.pdf
10	韓 김 성열 (Kim Seong Yul)	慶南大学校教授 韓国教育学会会長 元韓国教育課程評価院長 (教育行政学)	1980年代 韓國에서의 差別的 教育 解消 主張의 再吟味 : 教育機會의 平等의 觀點에서	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012474.pdf
	日 金聲烈 (キム・ソンヨル)		1980年代の韓国での差別的な教育解消主張の再吟味 : 教育機會の平等の観点から	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012475.pdf
11	韓 고 전 (Ko Jeon)	濟州大学校教授 元韓国教育法学会会長 (教育法)	한국의 고등교육 점진적 무상화 관련 법제 정비 현황 및 특징	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012476.pdf
	日 高鎬 (コ・ソン)		韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012477.pdf

・ 2-2) 科研費による日本側等寄稿12篇(2021-22)

No	氏名Name	肩書き	タイトルTitle	日本語Japanese／韓国語Korean
1	戸塚 悦朗	弁護士、龍谷大学元教授 (国際人権法)	「漸進的無償化」留保撤回10年を迎えるにあたって：国際人権法の立場から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012876
	TOTSUKA Esturo		<점진적 무상화> 유보 철회 10년을 맞이하여 : 국제인권법의 관점에서	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013004
2	尹 敬勲	流通経済大学教授 (高等教育、比較教育)	韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566
	YOON Kaeunghun		한국의 대학 주도의 무상화 전략과 대학 경영	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008567
3	尾崎 公子	兵庫県立大学教授 (教育行政学、教育政策)	韓国における地域間教育格差の是正策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008815
	OZAKI Kimiko		한국에서의 지역 간 교육격차의 시정책	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008856
4	光本 滋	北海道大学准教授 (高等継続教育)	日本における2020年の学費減額運動の検討	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816
	MITSUMOTO Shigeru		일본의 2020년 학비 감액 운동 검토	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015
5	阪本 崇	京都橘大学教授 (経済学)	所得連動型教育ローンの検討：修学支援制度における普遍主義の実現へ	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008902
	SAKAMOTO Takashi		소득연계 학자금 대출제도 검토 : 수학 지원 제도의 보편주의 실현으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009185
6	丹羽 徹	龍谷大学教授 (憲法学)	高等教育無償化と日本国憲法	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008889
	NIWA Toru		고등교육무상화와 일본국헌법	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009093
7	石井 拓児	名古屋大学教授 (教育行財政、教育法)	高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008951
	ISHII Takuji		고등교육 수업료를 둘러싼 국제적 동향과 고등교육재정 연구의 이론적 과제 : 미국의 수업료 무상화 정책의 현 단계와 공·사 혼합 부담인 일본적 특질에 관하여	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009305
8	尹 太佑	北海道大学院生 (高等継続教育)	韓国における高等教育財政の安定的確保に関する論議：高等教育財政交付金法案を巡る国会審議から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008949
	YOON Taewoo		한국 고등교육재정의 안정적 확보에 관한 논의 : 고등교육재정교부금법안에 대한 국회 논의를 중심으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008950
9	鳥山まどか	北海道大学准教授 (教育福祉論)	日本学生支援機構奨学金の現状と課題：高等教育費無償化の観点から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009089
	TORIYAMA Madoka		準備中	
10	重本 直利	龍谷大学元教授 (経営学)	国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化 —その経緯および取り組みと今後の課題—	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009184
	SHIGEMOTO Naotoshi		準備中	
11	細川 孝	龍谷大学教授 (経営学)	「教育から労働への移行」を念頭においた授業の実践	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009183
	HOSOKAWA Takashi		準備中	
12	水岡 俊一	参議院議員	中等・高等教育の漸進的無償化への道	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286
	MIZUOKA Shunichi		중등·고등교육의 점진적 무상화로의 길	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305

3. 第1回：韓国における教育機会平等保障の主張と運動 韓国教育学会キム ソンヨル前会長の論考をもとにした対話

日 程：2022年7月3日（日）（開場 12:45）13:00～16:00

企画テーマ：日韓/韓日対話企画の提案と第一弾企画の開催

韓国における教育機会平等保障の主張と運動

——韓国教育学会キム ソンヨル前会長の論考をもとにした対話——

趣 旨：

「教育を受ける権利 right to receive education」（大韓民国憲法 31 条、日本国憲法 26 条）「教育の機会均等 equal educational opportunity」（韓国教育基本法 4 条、日本教育基本法 4 条）は、韓国・日本ともに憲法・教育基本法に定められた原理原則である。また両国は、中等教育・高等教育の漸進的無償化条項（13 条）を含めて国際人権 A 規約を批准している。渡部が研究代表者を務めた漸進的無償化科研の経緯を踏まえて、これまでに蓄積した論考（日本語・韓国語）を共有財産として、今後さらに4年間にわたる日韓/韓日の対話企画を提案したい。韓国教育学会のキム・ソンヨル前会長は「1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」を寄稿し、80年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起した差別的教育解消政策の主張を教育の機会均等の原理を実現するものであったと再評価している。これに呼応して、兵庫県立大学の尾崎公子教授は「韓国における地域間教育格差の是正策：農村教育への着目」と題した論考を寄せている。本企画は両国研究者による対話の第①弾である。

司 会：渡部 昭男（大阪成蹊大学／元神戸大学）、光本 滋（北海道大学）

キム・ソンヨル報告：1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味－教育機会の平等の観点から－

3-1)第1章「無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小」

- 大韓民国憲法(1972改正)「すべての国民は初等学校教育と法律に定める教育を受ける義務がある」という規定を受けて、無償義務教育が拡大していく
- 初等義務教育：島嶼へき地地域(1972)→ソウル等の6大都市を除く全地域(1979)→6大都市地域(1997)の順に初等教育段階の義務教育を完成
- 中学校段階の無償義務教育：島嶼へき地地域(1985)→市地域(2004)
- 幼児教育・保育の無償化：農漁村地域の低所得家庭の満5歳児に対する幼児教育・保育の無償制(1999)→すべての満5歳児への無償拡大及び低所得家庭の満3～4歳児に対する無償制(2002)→0～2歳児保育の無償制(2012)+ヌリ課程(3～5歳児の共通教育課程) 施行による満5歳児の幼児教育・保育の支援開始(2012)→満3～4歳児に拡大(2013)
- 高等学校教育の無償化：2019年に高3から始めて2021年に全面施行(授業料・教科書)

⇒韓国政府が推進してきた幼児教育から高校段階までの教育を無償化する多様な政策には、

①憲法の精神の具現化と教育機会の平等に対する認識、及び②韓国社会における教育民主化運動を主導した勢力による無償義務教育拡大政策の主張が背景にあり、

③経済成長により増大した政府の財政力が無償教育政策を推進することを可能にした、と分析

～～～

3-2)第2章「低所得階層に対する学費補助と公正な教育機会の保障」

- 1980年代の教育運動勢力が提起した低所得層の子どもに対する学費補助政策の主張が、政府によって1980年代に着手され、2000年代に入ってから本格的に推進された
- 国と地方自治体における学費補助:①国民基礎生活保障法による個別対応型教育給付事業、②ひとり親家族支援法によるひとり親家族の子どもの学費支援事業、③地方教育財政交付金特別交付金、④市・道教育費特別会計財源により支援する特性化高校奨学金支援事業、⑤農漁業民子女学資金支援事業、⑥公務員手当などに関する規定により支援している公務員子女学費補助手当など
- こうした支援制度は、不利な階層に教育費負担を軽くすることで彼らに平等な教育機会を提供し、貧困の連鎖を防ぐ目的と機能があると考察

3-3)第3章「都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上」

- 教育福祉投資優先地域事業:社会的困難層が密集する学校を対象に、教育を受ける機会において不利益を被っている子ども・青少年に教育機会を実質的に保障するために、家庭－学校－地域社会が共に行う教育、文化、福祉統合支援網を構築する事業～盧武鉉政権(ノ・ムヒョン／2003.2-2008.2)によって導入
- 朴槿恵政権(パク・クネ／2013.2-2017.5)～教育福祉優先支援事業に変更:社会的困難層が密集する学校を単位とした

⇒児童生徒に学校教育へのアクセス機会を平等に提供することを越えて

同等の教育条件で勉強し、社会的困難層の児童生徒に表われやすい低水準の学習到達度を向上させることで、教育における結果の平等を実現しようとする積極的な意図から出発した、と考察

3-4)結論

- 1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた差別的教育解消の主張は、教育機会平等を実現するためのものであった
- 差別的教育解消の主張は、韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を反映し代弁したもの
- 韓国政府は、教育機会の不平等を解消しようとする政策を粘り強く推進した。そのことは、大韓民国憲法の幸福追求権、人間らしい生活を営む権利、教育平等権、無償義務教育の原則、教育基本法など、関連法令の教育機会均等の原理を実現することである、としている。

～～～

3-5)尾崎公子報告:韓国における地域間教育格差の是正策

- キム報告に対して尾崎氏は、自身の科研費研究の成果も踏まえて、農村教育振興に係る①**教育福祉**(政策原理)、②**地方分権改革と学校自律化政策**(制度)、③**教師の実践力**(教育運動)という3つの歯車の連動構造を読み解く形で応答

つづき:

⇒ **日韓/韓日の対話による深め**

学習成果に与える家庭環境の問題が大きい:韓国では、「機会の平等」と「結果の平等」を繋ぐ「過程(プロセス)の平等」という新概念を導入し、豊かで充実した体験等の学習の過程を平等に保障しようとしている。実質的な平等は学校と地域と家庭の有機的連携のもとに実現されるが、特に家庭は文化的・経済的・社会的資本の影響を受ける。脆弱な環境や抱える困難により手篤く支援するために、「教育福祉」の思想に立って学校や先生たちが地域や家庭でケアの役割を果たしている

高等教育分析への示唆

- キム報告:2010年代の教育運動勢力による登録金半額主張と政府の国家奨学金制度の導入は、教育への接近機会を平等かつ実質的に保障し、教育条件など教育過程における不公正を解消し、教育結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通するものである、と指摘

⇒スライド4の図:韓国が「高授業料・低補助」から脱しつつある経緯／「半額登録金・国家奨学金10年(韓国)」を この視点から分析解明し、比較考察する必要性あり

4. 第2回：高等教育無償化に係る法制と諸方策

韓国教育行政学会前／大韓教育法学会元 コ ジョン会長の論考をもとにした対話

日 程：2022年 7月30日(土) (開場 12:45) 13:00～16:00

企画テーマ：**高等教育無償化に係る法制と諸方策**

——前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長 コ ジョン教授の論考をもとにした対話——

趣 旨：

「教育を受ける権利 right to receive education」(大韓民国憲法 31 条、日本国憲法 26 条)「経済的地位による差別禁止 prohibition of discrimination on the basis of economic status」(韓国教育基本法 4 条、日本教育基本法 4 条)は、韓国・日本ともに憲法・教育基本法に定められた原理原則である。前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長のコ ジョン教授は「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴」を寄稿し、高等教育無償化に係る法制度を検討している。また、日本教育法学会事務局長の丹羽徹教授は、「高等教育無償化と日本国憲法」を寄稿している。一方、ユン ギョンフン教授はこれ以上の行政依存には限界があるとして「大学主導の無償化戦略」を提案している。3つの論考を共有財産として、両国の高等教育無償化に係る法制と諸方策について対話を深めたい(日韓/韓日対話企画第②弾)

司 会：渡部 昭男 (大阪成蹊大学／元神戸大学)、光本 滋 (北海道大学)

コ・ジョン報告：韓国的高等教育の漸進的無償化 関連法制整備及び特徴(Ⅱ)

4-1) 第1章「概観：韓国の無償教育」

- 法的には高等教育は選択教育 & 有償教育となっているが、幼児教育から高等学校までの無償教育促進(キム・ソンヨル報告参照)に対する保護者の体感度は低く(塾代等の私教育費負担過重)、韓国人の教育熱・進学熱から推して最終目標は大学無償教育になる、としている
- 地方大学危機論を受けて、①国立大学の無償化運動(釜山大学教授会の提起による「100万電子署名運動」2019.3、全国国公立大学教授会連合会による国立大学の無償化運動支持)、②地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律(2014.1.28制定、2014.7.29施行)の改正案提出(2020.8.18)などの動きあり
- コロナ禍における対応として、①困窮学生に対する学資金支援対策発表(2020.4.26)、②貸与金利の追加引き下げ(1学期▲0.2ポイント、2学期▲0.15ポイント)がなされた
- 学生たちは非対面授業に係る学費返還運動を展開したが、教育部は対応を大学の判断に委ねた(一部大学が奨学金名目で30万ウォン[1円≒10ウォン]前後を支給)。一方で、高等教育法を改正(2020.10.20/2021.4.21施行)し、③災害時は学費の減額・免除が可能でありその規模は学費審議委員会で論議する(同第4・7項新設)など、の対応を行った

4-2)第2章「韓国的高等教育財政支援に関する法的根拠と限界」

- 関連規定:①教育基本法(第7条第1項:教育財政確保、第25条:私立学校の育成)、②私立学校法(第43条第1項:私立学校支援)、③高等教育法(第7条第1項:必要な財源支援・補助、第7条第3項:10ヵ年基本計画及び各年支援計画、同第4条:関連資料の提出要請、同第8条:実験実習費等の支給)にあるものの、義務条項でなく任意条項であって法的拘束力が弱く、予算確保も不十分である
- 登録金半額化運動(2011)を受けて政府は2012年から半額登録金政策を実施し、給付型国家奨学金の導入と予算の大幅な拡大を行った。このことにより、学費半額免除の受給者は2018年66万人/2021年68万人となった。また、国公立大学の入学金が2018年に全面廃止となり、私立大学281校の入学金が減縮された。
- 、高等教育財政支援における学資金支援事業の比重は増した(高等教育予算に占める学資金支援事業の占める比率は10年前の6%から2018年46.3%へ)ものの、国家奨学金を除けばGDPに占める高等教育予算、政府部署の高等教育財政支援事業はすべて減少しているという

4-3)第3章「最近の高等教育財政と関連した法律論議」

- 財政拡充のための法律論議として高等教育財政交付金法案を紹介し、新しい動きとして私立大学の財政難を解消するための高等教育財政委員会の発足(2020.4.20)、高等教育法改正による5年毎の高等教育財政基本計画策定の義務化(2021.9.24)に言及

4-4)第4章「韓国高等教育負担軽減及び無償法制の課題」

- ①父母依存中心・大学学費中心の高等教育費用から公共負担及び支援への転換が課題であること、②大学進学率はマーチン・トロウ(Martin Trow:エリート段階~15%、マス段階15~50%、ユニバーサル段階50%~)のいう「大衆化」を超えて「普遍化」段階に至っており国家的な無償教育保障が課題であること、③国家奨学金依存型高等教育費支援政策から安定的な財政確保のために高等教育財政交付金制定へと向かうことが課題であること、④国家奨学金政策によって支援は向上したが受給者は43%にとどまっており(2018/申請者は学生の約70%、所得及び成績などの基準により3分の1が不認定)学資ローンを借りる学生の卒業後の「青年負債」という副作用解消が課題であること、の4点を指摘

つづき

⇒ 日韓/韓日の対話による深め

- 韓国では「教育を受ける権利」か「教育に関する権利」かという教育法学説の展開に関して、学生の提起が重要な役割を果たしてきた
- 進学率80%になり、高等教育を福祉と見なす考え方も広まっている
- 大学教育の成果として育成された人材を国家・企業・社会が譲り受けているにもかかわらず学生教育や大学運営に支援をしなくてよいのか、と学生・家族のみを受益者とする受益者負担論に一石を投ずる発言

～～～

高等教育分析への示唆

⇒ 主に義務教育を扱ったキム・ソンヨル報告と、高等教育を扱ったコ報告の基本視点の一致

⇒ 無償教育はレトリック: 教育は相応の経費(コスト)が要るものであり、けっして無償などではない。教育に必要な経費をいかに公費化していくか=公費教育の視点が重要(コ教授の持論)

5. 考察①法規範を源泉とした政策転換 & 正統化

- 法規範を政策転換(法規範⇒意思決定⇒制度・行財政)の源泉とみる「問い」の検証
- 「法規範⇒意思決定」の「⇒」:運動側の法解釈の深め／運動側の主張の展開があり従来の政策を変えるという意思決定へと突き動かす
- 韓国の場合は、運動側の主張が国民(民衆)の支持を大きく広げた時に、保守政府(政権)・進歩政府(政権)を問わず政策転換に向かうように見える(国民(民衆)⇒政府(政権))。
- ただし、それが大衆迎合(ポピュリズム)とならないためには「正統化」が肝要
- 「法規範⇒制度・行財政」の「⇒」:憲法・(条約・)教育基本法の原理原則に即して／照らして「正統性」が付与される(例:国会審議過程)
- 日本の場合、政権交代により公約の範囲で進展／停滞する 경우가少なくない。

民主党政権(2009-12):2010高校授業料無償化、2012国際人権A規約13条留保撤回

自由民主党政権復帰(2012-):高校無償化所得制限導入公約→2014所得制限導入

国難突破解散(2017.9):少子化対策としての幼児教育無償化2019-&高等教育無償化2020-

5. 考察②高授業料・低補助の国からの転換⇒どこへ

- 日韓はどこに向かっているのか：

第2象限「高授業料・低補助」から ⇒ 第1象限「高授業料・高補助」？

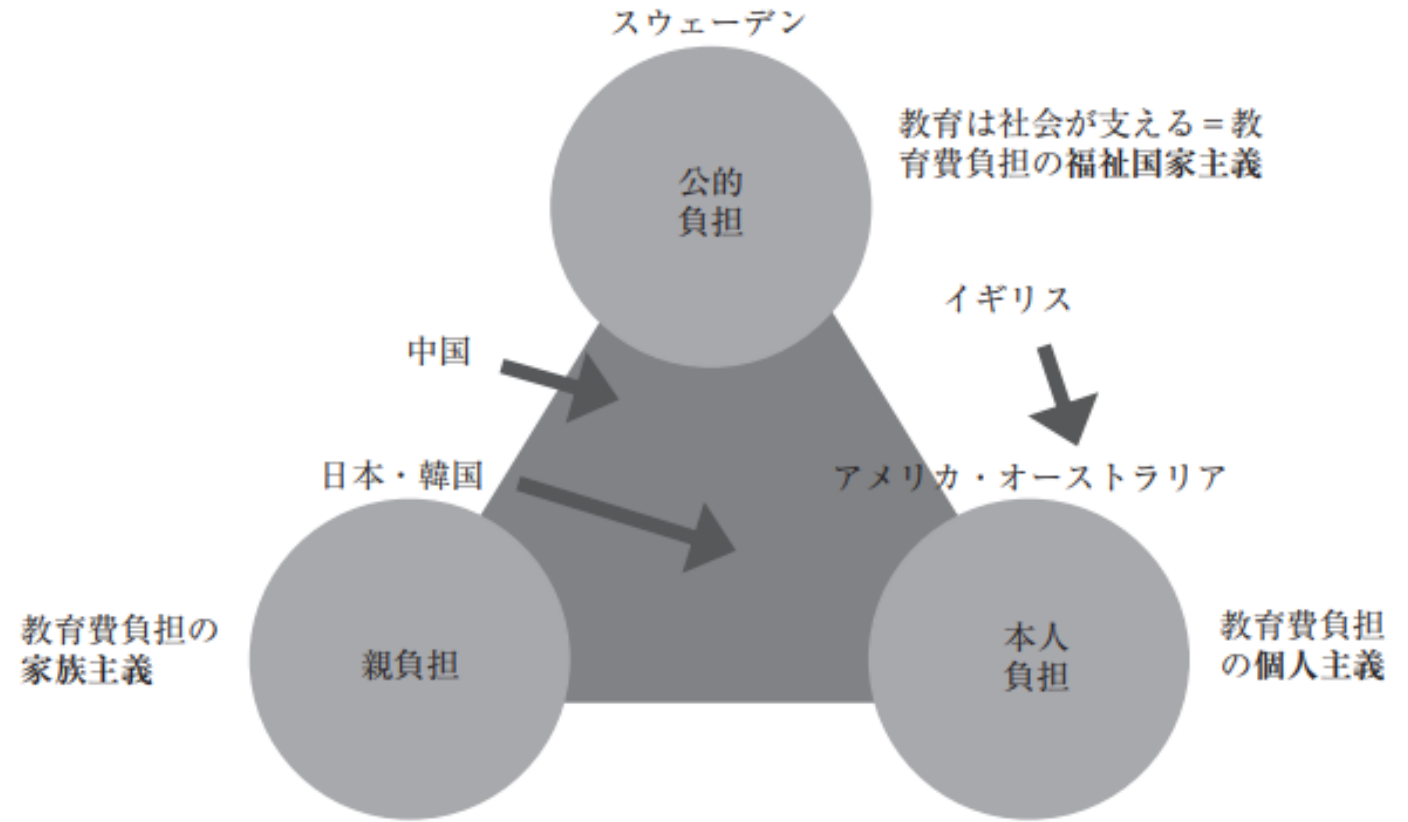
それとも

⇒ 第4象限「低授業料・高補助」??

- 小林雅之2018: 高等教育費負担の国際比較と日本の課題 (日本労働研究雑誌694号)は「教育費負担の個人主義」へ向かうと予測している。

*果たして???

図1 3つの教育観と教育費負担主義



注：矢野（2012）を基に筆者修正。

- 第1象限「高授業料・高補助」と第4象限「低授業料・高補助」の違いは、機関補助の厚さの相違とも言える。

日本国憲法第89条：公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

⇒私学助成の合憲性解釈 + 支援金・バウチャー等の個人補助でこの問題を回避

高校無償化：高校生が受給権者、私立高校実質無償化2020-(590万円未満世帯39.6万円)

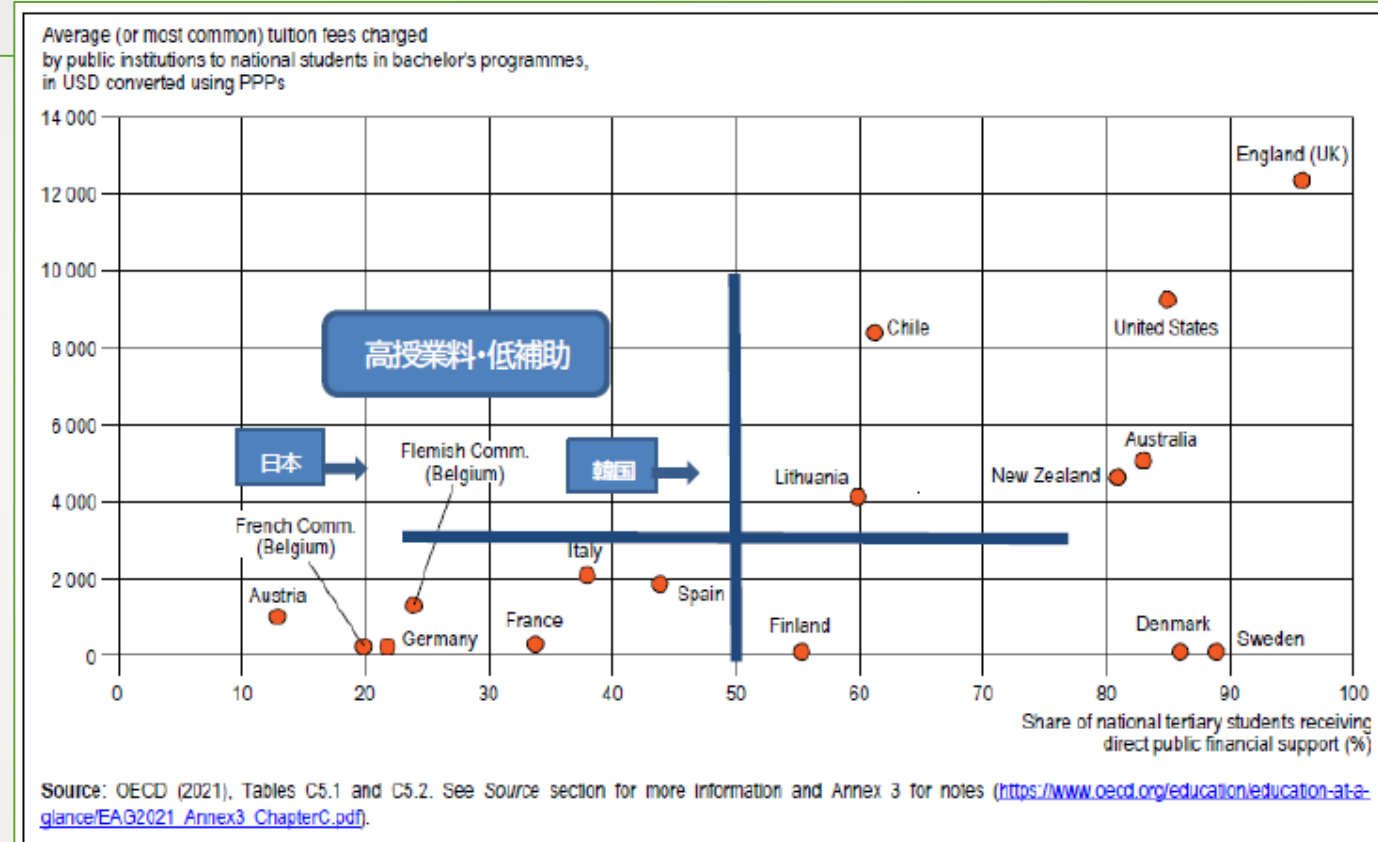


図1. 平均年間授業料*及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

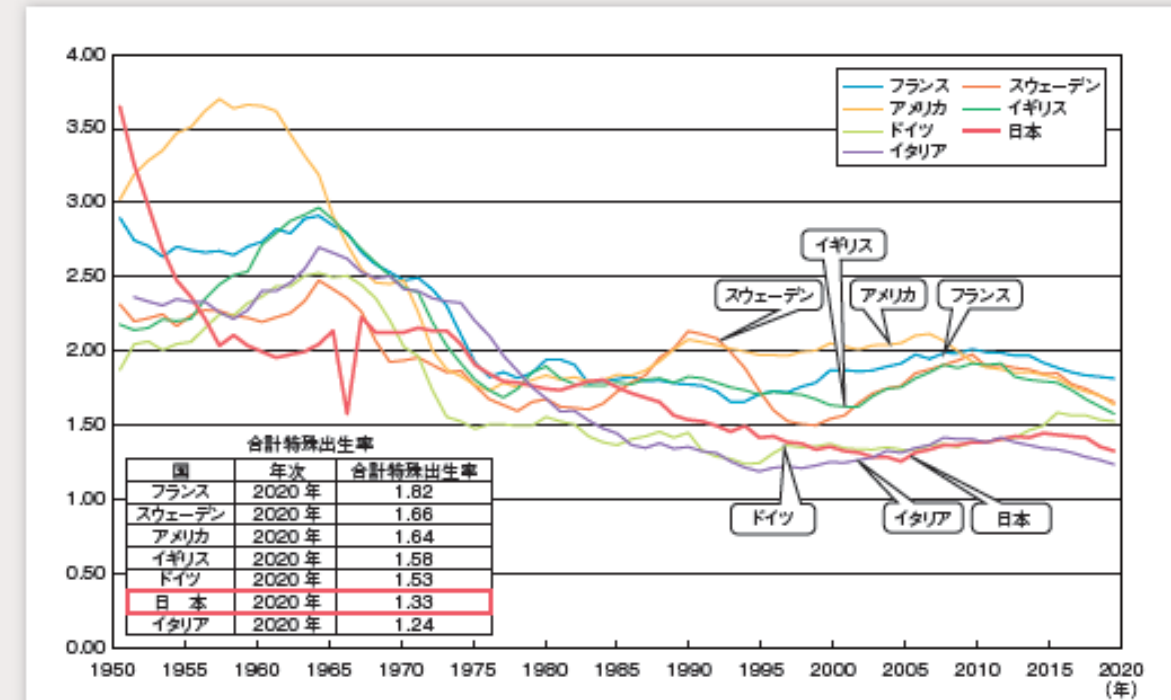
5. 考察③少子化・人口減少社会におけるサステイナブル方策

- 令和4年度少子化社会対策白書(第208回国会提出2022)p.6 欧米の動向

フランスやスウェーデンでは、合計特殊出生率が1.5～1.6台まで低下した後、回復傾向となり、2000年代後半には2.0前後まで上昇した。これらの国の家族政策の特徴をみると

- …経済的支援に加えて両立支援(出産・子育てと就労)を強める方向で政策が進められた。
- …しかしながら、フランスやスウェーデンの合計特殊出生率は2010年頃から再び低下傾向にあり、2020年ではそれぞれ1.82、1.66となっている。

第1-1-4図 諸外国の合計特殊出生率の動き (欧米)



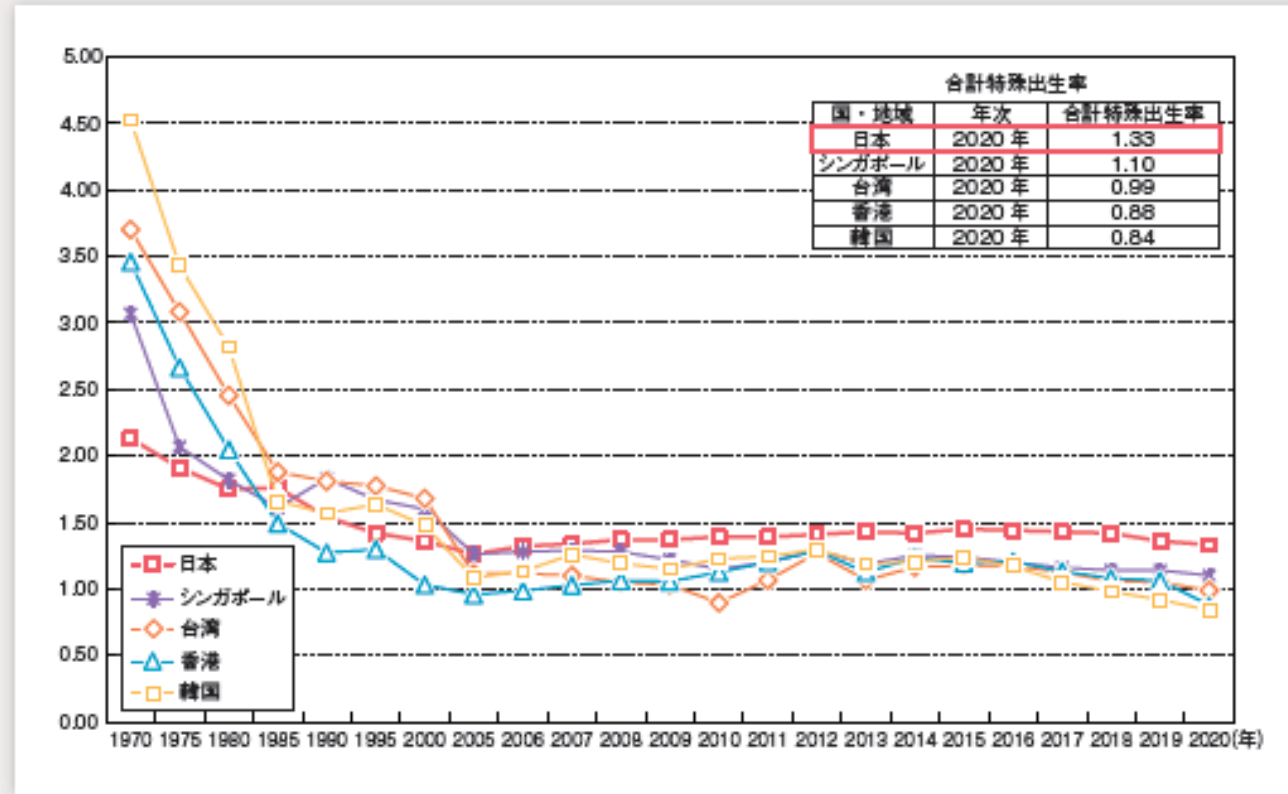
資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook"等、1960～2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。
注：2020年のフランス、アメリカの数値は暫定値となっている。

5. 考察③ 少子化・人口減少社会におけるサステイナブル方策

- 令和4年度少子化社会対策白書(第208回国会提出2022)p.8 アジアの動向

2020年の合計特殊出生率は、日本が1.33、シンガポールが1.10、台湾が0.99、香港が0.88、韓国が0.84。

第1-1-6図 諸外国・地域の合計特殊出生率の動き (アジア)



資料：各国・地域統計、日本は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：香港の1970年は1971年、台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

5. 考察③少子化・人口減少社会におけるサステイナブル方策

- 令和4年度少子化社会対策白書(第208回国会提出2022)p.8 アジアの動向の注記2

東アジアでは教育熱が伝統的に高く、大学進学率も高いが、公的資金の教育費投資が少なく、私的資金による教育費負担が大きくなっていることが、低出生率の一因と考えられる。特に儒教圏(韓国・台湾)の出生力が極端に低い理由は、若年層の失業率上昇や収入減に加え、急速に発展・変化する家族外の社会経済システム(教育・職業・政治参加等)と、相対的に変化が緩慢な家族システム(孝重視イデオロギー、夫婦間の役割分担等)との乖離が大きいためと指摘されている(財務省財務総合政策研究所「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」報告書第3章 鈴木透「東アジアの低出生力」(2021年6月)を参照)。

👉 **幼児～大学等の大胆かつ体感可能な教育無償化策＝サステイナブル方策の一つ**

『平成21年度文部科学白書』(特集「我が国の教育水準と教育費」)によれば、大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は公立の幼稚園から高校まで在学し国立大学に進学した場合が約1,000万円、それらが全て私立の場合で約2,300万円にのぼる(図表1-1-1大学卒業までにかかる費用)。

⇒ **細切れ&低所得層限定の「無償化」は、少子化・人口減少に有効かつインパクトのある方策とはなっていない**

参考文献:①渡部2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ』日本標準、②渡部2020-22『『教育無償化』論議の経緯と特徴』(国会会議録分析シリーズ)日本教育学会発表／要旨集、③渡部2022「漸進的無償化公約の10年」『経済』(325)、④渡部(君和田)容子2022「教育費支援情報に関する自治体の広報のあり方」近畿大学リポジトリ

日韓・韓日対話企画第3回2022.9.17 & 第4回2022.12.16 事前登録<https://forms.gle/46GkRkRJ6tjKAUH5A>

日 程：2022年9月17日(土) (開場 12:45) 13:00～16:00

企画テーマ： **ヒューマンライツとしての国際人権規約
～漸進的無償化の国際公約から10年～**

——戸塚悦朗(弁護士)・水岡俊一(参議院議員)・申恵^{しんけい}羊(青山学院大学)論考を基にした対話——

趣 旨： 外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について平成24年9月」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html)には、「この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されることとなります」と明示している。すなわち、留保撤回によって漸進的無償化 progressive introduction of free education 条項に拘束されることになったのである。言い換えれば、2022年は漸進的無償化を国際公約としてから、まさに10年なのである。

司 会：渡部 昭男 (大阪成蹊大学/元神戸大学)

日 程：2022年12月16日(金) (開場 12:45) 13:00～16:00

企画テーマ： **高等教育への権利**

——キム・フンホ教授/石井拓児教授の論考をもとにした韓日研究者の対話——

趣 旨：

2022年は、日韓におけるふたつの「10周年」が重なった年である。すなわち、日本政府が国際人権A規約13条の漸進的無償化条項の留保を撤回(2012)してから10年、韓国政府が給付型の国家奨学金を本格実施(2012)してから10年にあたる。キム・フンホ教授は「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」を寄稿し、韓国政府の政策動向を紹介している。石井拓児教授は「高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題」を寄稿し、アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質を論じている。本企画は、お二人の論考を共有財産とした、対話を深めるための企画の**第四弾**である。なお、クリストファー・マーチン『高等教育への権利：政治理論』(Christopher Martin, *The Right to Higher Education: A Political Theory*, Oxford University Press, 2022)を日韓双方からどう読み解くことができるのかも含めてみたい。

司 会：渡部 昭男 (大阪成蹊大学/元神戸大学)

👉 **動画公開** <https://studio.youtube.com/video/gbUeiniGze8/edit>